

若い世代の 住宅取得 を支援します



親世帯と同居している後継ぎ以外の子世帯が独立し、村内に新たに住居を取得し定住する場合、取得費用の一部を助成します。

対象者

次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 世帯主が40歳未満であること
- ② 村内で新たに住宅を取得し、自ら所有する住宅（本助成金の対象住宅）に、5年以上継続して定住すること（5年未満の場合は、助成金の返還措置があります）
- ③ 独立前の住居に親世帯と同居する兄弟姉妹など、後継ぎ又は後継ぎとなる子世帯がいること（5年間は居住すること（5年未満の場合は、助成金の返還措置があります））
- ④ 現在、天栄村の住民基本台帳に直近で2年以上登録されており、居住していること
- ⑤ 新築・中古住宅等は、玄関、居住室、台所、便所、浴室を備える独立した一戸建て住宅で、居住用部分の面積が55㎡以上であること
- ⑥ 住宅の工事請負契約締結日又は売買契約締結日から起算して、60日を経過する日までに必要書類を添えて、事前申し込みをすること
- ⑦ 村税等の滞納がないこと
- ⑧ その他「天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付要綱」に適合すること

補助の内容

対象経費の額以内又は下表により算出した額のいずれか低い方

区分	基本額	加算額	
		子育て世帯 〔中学生以下1人につき10万円 (上限30万円)〕	村内事業者で建設・改修
新築住宅取得	100万円	10万円	20万円
中古住宅取得	70万円	10万円	20万円

※助成対象者が世帯員以外の者と住宅を共有する場合には、持ち分を按分して算定します。

※現在の住居の建て替えは、対象となりません。

※当該助成金を受けた場合は、村が行う他の助成と重複することはできません。